

中川村公告第20号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第3項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表します。

平成25年10月15日

中川村長 曾我逸郎

平成24年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.9	—
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」を記載
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載

総括表① 健全化判断比率の状況（平成24年度決算）

Ver.24.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
203866	長野県	中川村	-	-	7.9	-
団体区分	5.町村					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
2,402,565	135,776					

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（平成24年度決算）

Ver.24.00

団体名

長野県中川村

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	268,078	11.2
小 計		268,078	11.2
標準財政規模		2,402,565	100.0
実質赤字比率 (%)		-11.15	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	32,595	1.4
	介護保険事業特別会計	5,176	0.2
	後期高齢者医療特別会計	17	0.0

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	208,725	8.7
法 非 適 用 企 業	公共下水道事業特別会計	820	0.0
	農業集落排水事業特別会計	392	0.0
合 計		515,803	21.5
標準財政規模(再掲)		2,402,565	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-21.46	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成24年度決算)

Ver.24.00

団体名 長野県中川村

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成22年度	426,270			248,935	25,398	10,885		26,526	43,890	133,888	299,775	45,815
平成23年度	424,326			249,387	30,790	7,497		2,691	42,174	128,684	328,383	46,306
平成24年度	388,453			234,633	31,185	6,571			41,301	128,704	327,622	41,557

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成22年度	117		552,649	1,663,275	196,137
平成23年度	118		567,969	1,707,256	144,578
平成24年度	118		560,807	1,705,982	135,776

⑱
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成22年度	8.55020
平成23年度	8.73169
平成24年度	6.52297

実質公債費比率(3カ年平均)
7.9

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成22年度					9,383			311	1,191
平成23年度					6,601			95	801
平成24年度					5,996				575

総括表④ 将来負担比率の状況（平成24年度決算）

Ver.24.00

団体名

長野県中川村

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社			連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
3,533,296	28,423	2,566,766	154,995	735,705	0	0	0	0	0	0

(分母比) 190 2 138 8 40

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
1,626,997	0	0	5,475,807

(分母比) 87 294

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B	
7,019,185 377	7,102,804 381	-83,619 -5	将来負担比率 (%)
=			
標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D	
2,402,565 129	539,302 29	1,863,263 100	-4.4

中川村公告第21号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により、平成24年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

平成25年10月15日

中川村長 曾我逸郎

平成24年度決算に基づく資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

中川村の平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成 25 年 8 月 26 日 中川村

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業における資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に公布され、平成 19 年度決算から算定・公表が義務づけられた指標です。

この指標のうち、一つでも早期健全化基準以上となる場合には、自主的な改善をするため「財政健全化計画」を策定する必要があります。また、財政再生基準以上の数値となった場合には「財政再生計画」を策定し、国の関与を受け、確実な再生を図るものとされています。

これらの健全化判断比率については、今後数年間の経過や類似団体の状況を総合的に検討することで、どの程度の水準が適当か判断することとなります。

○算定結果の概要

中川村の健全化判断比率及び資金不足比率については、国が定めた早期健全化基準からすると、これを下回っており「健全」という状況です。

しかし、従来からの財政指標である財政の硬直化を示す経常収支比率、人件費・扶助費・公債費の割合を示す義務的経費割合や経常的経費割合は依然高い傾向にあり、これらの指標も考慮しながら健全な財政運営を進めて参ります。

①村財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化・財政再生基準」に該当しませんでした。

健全化判断比率

単位：%

指 標	中川村数値			早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	備 考
	24年度 決算	23年度 決算	22年度 決算			
実質赤字比率	-	-	-	15.0	20.0	黒字のため数値なし
連結実質赤字比率	-	-	-	20.0	30.0	〃
実質公債費比率	7.9	9.6	12.3	25.0	35.0	
将来負担比率	-	5.9	11.3	350.0		マイナス算定のため数値なし

②公営企業の経営健全化に関する指標

公営企業における資金不足比率は、いずれの公営企業も「経営健全化基準」に該当しませんでした。

公営企業における資金不足比率

単位：%

指 標	中川村数値			経 営 健全化 基 準	備 考
	24年度 決算	23年度 決算	22年度 決算		
資金不足比率	-	-	-	20.0	資金不足額がないため数値なし

○算定の明細

(1)実質赤字比率

【算定結果】 数値なし（早期健全化基準 15.0%・財政再生基準 20.0%）

【比率の意味】

一般会計など（中川村の場合、一般会計のみ）の決算で実質赤字がある場合、その赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す指標

○計算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等(一般会計)における実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字額

歳入決算額から歳出決算額を引いた額(形式収支)から翌年度への繰越財源を引いた額

※標準財政規模

標準的な村税収入、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の計

【考察】

現在の財政運営状況を堅持すれば、当面、実質赤字が生じる可能性は少ないと考えられます。しかし、少子高齢化の進行、地方財政全体の悪化などによる収入の急減や基金残高が著しく減少するようなことが発生すると「赤字決算」ということも想定されるので、十分留意する必要があります。

(2)連結実質赤字比率

【算定結果】 数値なし（早期健全化比率 20.0%・財政再生基準 30.0%）

【比率の意味】

中川村の全会計を連結して実質赤字額（又は資金不足額）がある場合、その赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す指標

○計算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額又は資金不足額の合算数値}}{\text{標準財政規模}}$$

※資金不足額

公営企業法適用会計分：流動負債が流動資産を上回っている額から解消可能な資金不足額を引いた額

公営企業法非適用会計分：実質的な決算赤字額から解消可能な資金不足額を引いた額

【考察】

各特別会計においても実質赤字、資金不足は発生していません。ただし、多くの特別会計は、使用料等その会計の独自収入のみで収支が均衡している訳ではなく、一定のルールに基づき一般会計から資金を繰り出すことによって運営しています。このことから、繰出金の推移に留意した財政運営が必要です。

(3)実質公債費比率

【算定結果】 7.9%（早期健全化比率 25.0%・財政再生基準 35.0%）

【比率の意味】

単年度の収支を基にした財政指標（フロー指標）で、一般会計などの公債費（借金の返済）、公債費に準じた繰出金などが標準財政規模に対してどの程度の割合かを示します。

この指標は、すでに平成 17 年度決算から地方債の発行許可制度で運用されていましたが、財政健全化法の施行に合わせて健全化判断比率の一つとなりました。

○計算式（単年度実質公債費比率 H24 6.5%+H23 8.7%+H21 8.6%）/3カ年=7.9%

実質公債費比率＝	元利償還金+準元利償還金-特定財源-元利償還金	の3カ 年平均
	・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
	標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	

※準元利償還金

特別会計への繰出金、一部事務組合・広域連合への負担金で借金の返済に充てた部分、翌年度以降に支払が確定している債務のうち公債費に準ずる額を足した額

※元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

普通交付税の算定上、標準的な財政需要として算入される公債費の額

○計算式の元利償還金・準元利償還金実負担額の内訳（指標の分子全体の額）

年度	一般会計	上水、公共下水、農集	一部事務組合	債務負担	計	単年実質公債費比率
参考H20	1億7,093万円	7,321万円	1,888万円	2,258万円	2億8,560万円	16.6%
H21	9,540万円	7,595万円	2,780万円	1,360万円	2億1,275万円	11.8%
H22	5,596万円	6,923万円	2,540万円	1,089万円	1億6,148万円	8.6%
H23	5,365万円	7,440万円	3,079万円	750万円	1億6,634万円	8.7%
H24	1,941万円	6,437万円	3,119万円	657万円	1億2,154万円	6.5%
H24割合	16.0%	52.9%	25.7%	5.4%	100.0%	

○計算式の標準財政規模から基準財政需要額算入額を控除した額（指標の分母の額）

年度	標準財政規模 ①	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額②	計 ①-②
参考H20	23億6,101万円	6億3,757万円	17億2,344万円
H21	23億8,653万円	5億8,261万円	18億 393万円
H22	24億1,206万円	5億2,349万円	18億8,857万円
H23	24億1,980万円	5億4,567万円	18億7,413万円
H24	24億 256万円	5億3,930万円	18億6,326万円

【考察】

昨年度の 9.6%から 7.9%と 1.7%健全化されました。

元利償還金・準元利償還金実負担額（分子要因）においては、一部事務組合における新ごみ処理施設建設などに伴う負担増を除き、軒並み減少傾向にあります。特に、一般会計分では実際の元利償還金の減少に対し、過疎債等基準財政需要額として算入される公債費が前年度並みとなっていることから、実質負担が軽減されています。

上水、下水道分については、維持管理中心の事業構成により、管路布設時の発行債が徐々に完済されつつあり減少してきてはいますが、今後、管路の老朽化などによる更新が必

要となることも考えられることから、計画的な事業の組み立てが必要と思われます。

債務負担については、上伊那福祉協会への老人福祉施設建設負担金が主なものであり、近年、債務負担に係る新たな施設建設がないことから償還額は減少傾向にあります。

(4) 将来負担比率

【算定結果】 数値なし（早期健全化基準 350.0%）

【比率の意味】

年度末残高を基にした財政指標（ストック指標）で、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示します。

○計算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

○計算式の将来負担額の内訳（指標の分子の将来負担額）

項目	24年度決算	23年度決算	増減	主な内容など
一般会計などの地方債残高	35億3,330万円	35億4,258万円	△928万円	年度末の現在高
債務負担行為による支出予定額	2,842万円	3,382万円	△540万円	(社)上伊那福祉協会ほか
公営企業債残高のうち一般会計負担分	25億6,677万円	27億7,192万円	△2億 515万円	水道、公共下水、農集排
広域連合などの起債残高のうち負担分	1億5,500万円	1億5,913万円	△413万円	上伊那広域連合、伊南行政
退職手当負担見込額	7億3,570万円	7億1,541万円	2,029万円	一般会計で負担する全職員分
設立法人の負債額など負担見込額	0万円	0万円	0万円	土地開発公社、第三セクター
連結実質赤字額	0万円	0万円	0万円	赤字額なし
組合等連結実質赤字額負担見込額	0万円	0万円	0万円	負担見込額なし
合計	70億1,919万円	72億2,286万円	△2億 367万円	

○計算式の特定財源などの内訳（指標の分子から除くことができる額）

項目	24年度決算	23年度決算	増減	主な内容など
充当可能基金(貯金)	16億2,700万円	14億6,627万円	1億6,073万円	公営企業分を除く基金現在高
特定財源 公営住宅使用料ほか	0万円	0万円	0万円	住宅建設の公債費充当ほか
基準財政需要額算入見込額	54億7,580万円	56億4,601万円	△1億7,021万円	現制度による試算
その他	0万円	0万円	0万円	
合計	71億 280万円	71億1,228万円	△948万円	

○計算式の標準財政規模から基準財政需要額算入額を控除した額（指標の分母の額）

項目	24年度決算	23年度決算	増減
標準財政規模 ①	24億 256万円	24億1,980万円	△1,724万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額②	5億3,930万円	5億4,567万円	△637万円
計 ①－②	18億6,326万円	18億7,413万円	△1,087万円

【考察】

昨年度の 5.9%から算定数値なし（マイナス算定）と、より一層健全化されました。これは、将来負担比率を算出する計算式において、分子要因算定上の地方債残高など将来負担額を基金など充当可能財源が上回ったことによります。

具体的には、分子の将来負担額のうち退職手当負担見込額が 2,029 万円増額となった以外、地方債残高 928 万円、債務負担 540 万円や水道、下水道事業における公営企業債残高に対する一般会計負担額 2 億 515 万円など大幅に減少したことに対し、控除額のうち、基準財政需要額算入見込額 1 億 7,021 万円の減少はあるものの、財政調整基金の積み増しにより、充当可能基金 1 億 6,073 万円が増額となり、負担額と控除額の差し引きでマイナス算定となったものです。

その一方で、一般会計における地方債残高は過疎債を中心に今後増加して行くことが予想されます。さらに、過去数年度にわたり実施してきた繰上償還も償還対象の起債が限られてきていることから、将来負担額増加の要因となることを念頭に、以降、起債発行と繰上償還のバランスを考慮し実施していく必要があります。また、将来負担すべき額が一般会計歳入の約 2 年分の 70 億円を超えていることや、計算上比率を下げる要因である基金残高も今後どのように増減していくのか見込めないことに加え、下水道などの公営企業に係る起債残高が急激に減少する見込みがなく、老朽管の更新も視野に入れる必要があることから、現時点で財政運営を楽観視してはいけない状況です。さらには、村財源の約 50%を占める地方交付税も今後増加していく要因が見えないことから、比率が上昇する要因となる部分を中心に、国全体の財政状況も注視していく必要があります。